

事務連絡  
令和3年7月1日

各都道府県バス協会  
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

### 職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年6月23日付け事務連絡で「職場における積極的な検査等の実施手順」についてご連絡したところですが、その際に改めてご連絡するとされていた内容(「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等)に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても、検体接種に関する注意点等を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順」を改訂することについて、今般、厚生労働省・内閣官房より国土交通省自動車局を通じ周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡(令和3年7月1日付け)
- ・ (別添)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡(令和3年6月25日付け)